

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） PFI法※に基づき実施されるPFI事業</p> <p>※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律</p> <p>・ 特例措置の内容 PFI事業が実施される公共施設等のうち、大規模修繕が必要となるものについては、PFI事業者が将来における大規模修繕に備えるため、一定期間準備金を積み立てる必要があるが、現行税制においては、そのような準備金の損金算入が認められていない。</p> <p>PFI事業者の準備金積立を促進し、PFI事業による公共施設等の適切な維持管理を確保するため、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設けることを要望するもの。</p> <p>大規模修繕が行われる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設ける。</p>		
関係条文	〔 〕		
減収見込額	（初年度） （ - ） （平年度） （ - ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、2020年までに実現すべき成果目標として、「2010～2020年のPFI事業規模：少なくとも約10兆円以上」が掲げられた。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等に関しても、PFI事業化を推進する必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性 大規模修繕が必要な公共施設等においては、大規模修繕に備え、修繕費用を一定期間にわたり積み立てを行う必要がある。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることが必要。このことにより、大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の増加、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとする。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○政策分野 経済財政政策 ○政策 経済財政政策の推進 ○施策 民間資金等活用事業の推進(P F I 基本方針含む)
	政策の達成目標	【日本再生戦略】 2010～2020年のP F I 事業規模：少なくとも約10兆円以上
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	無期限
	同上の期間中の達成目標	2010～2020年のP F I 事業規模：少なくとも約10兆円以上
	政策目標の達成状況	99年末～09年末(11年間)のP F I 事業規模(累計)は約4.7兆円と見込まれる。
有効性	要望の措置の適用見込み	大規模修繕が必要な公共施設等におけるP F I 事業における、大規模修繕について、措置の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	大規模修繕が必要となる公共施設等について、準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図り、大規模修繕に必要なP F I 事業の安定的な運営を通じて、P F I 事業投資への魅力を高め、日本再生戦略に掲げられたP F I 事業規模の拡大に資するものとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	大規模修繕が必要となる公共施設等について、P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理を図ることができる。また、P F I 事業のより安定的な運営が可能となり、大規模修繕に必要なP F I 事業の増加を見込むことができることから、要望は妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—